

空き店舗を活用して行う事業に対して 補助金を交付します

川越市は、市内の空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び活性化を図るため、空き店舗を活用して行う事業に対し、「川越市商店街空き店舗対策事業補助金」を交付します。

受付期間

令和4年4月1日（金）から予算終了まで

補助金額

補助限度額：1件につき100万円

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
改修等に係る経費	1/3以内	40万円	初年度のみ1回
賃借料（敷金・礼金を除く。）	1/2以内	5万円	12箇月間以内

※賃借料のうち会計年度を越える月の補助については、翌会計年度の予算状況によって交付を決定します。（ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください。）

補助対象者

- 商店街（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人又は法人）※ただし、出店区域の商店街の推薦を受けていること。

補助対象事業

- 商店街が実施する共同事業
- 新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- その他商店街又は新規出店者が行う事業で、商店街の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

補助対象物件

「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」に登録されている物件のうち、過去に商業の用に供され営業していた実績があり、3箇月以上事業が行われていない状態が継続している物件

※「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」とは、空き店舗所有者から空き店舗情報の登

録申請を受けた物件について、川越市公式ホームページ上に掲載し、空き店舗利用希望者に情報提供する制度です。

申請書類等

事業開始前（改修工事着工前）に下記の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付申請書	様式第1号
②	事業計画書	別紙1
③	改修等に係る見積書の写し、図面、現況写真等	原則市内の業者
④	賃貸借契約書の写し	
⑤	出店区域の商店街の推薦書（※新規出店者の場合）	別紙2

※ 事業完了後には、実績報告書等を提出していただきます。

～ 補助金の交付手続きの流れ ～

① 交付申請

- ・ 申請書類一式をご提出ください。

② 書類審査・交付決定

- ・ 必要に応じ、現地調査を実施します。

③ 改修等及び事業開始

- ・ 交付決定後に改修等を行ってください。

④ 実績報告（改修等）

- ・ 改修等が完了した後、報告書類一式をご提出ください。

⑤ 書類審査・交付確定（改修等）

- ・ 必要に応じ、現地調査を実施します。

⑥ 補助金の交付（改修等）

- ・ 指定口座に補助金を振り込みます。

⑦ 実績報告（賃借料）

- ・ 6月、9月、12月、3月の各月末までに直近3箇月分をまとめてご提出ください。

⑧ 書類審査・交付確定（賃借料）

⑨ 補助金の交付（賃借料）

- ・ 指定口座に補助金を振り込みます。

【お問い合わせ先】

川越市 産業観光部 産業振興課 商業振興担当

川越市元町1-3-1（本庁舎5階）

TEL：049-224-5934（直通）FAX：049-224-8712



